

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	2-10
処分の種類	特定粉じん排出等作業の基準適合命令・一時停止命令			
根拠法令条例等・条項	大気汚染防止法第18条の21			
処分の概要	特定工事における特定粉じん排出等作業の作業基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について、作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 大気汚染防止法第18条の21 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			